

第 6 3 号議案

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

施設の使用料の額を改定するとともに、平成 3 0 年 7 月 1 日から平成 3 6 年 6 月 3 0 日までの間における使用料の額の特例措置を定める必要がある。

中野区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

中野区行政財産使用料条例（昭和39年中野区条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 平成30年7月1日から平成36年6月30日までの間における別表2(2)の表の規定の適用については、同表体育室の項中「5,000円」とあるのは「2,500円」と、「7,700円」とあるのは「3,900円」と、「10,400円」とあるのは「5,200円」と、「230円」とあるのは「120円」と、同表小体育室の項中「800円」とあるのは「400円」と、「1,300円」とあるのは「700円」と、「2,000円」とあるのは「1,000円」と、「230円」とあるのは「120円」とする。

別表2(1)の表中「1,400円」を「1,500円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「2,300円」を「2,500円」に改める。

別表2(2)の表中「4,800円」を「5,000円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「9,900円」を「10,400円」に、「220円」を「230円」に、「1,200円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,000円」に改める。

別表2(3)の表大会議室の項中「1,400円」を「1,500円」に、「2,000円」を「2,200円」に、「1,700円」を「1,900円」に改め、同表セミナールーム1の項中「700円」を「800円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「800円」を「900円」に改め、同表セミナールーム2の項中「1,100円」を「1,200円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「1,400円」を「1,500円」に改め、同表和室の項中

「８００円」を「９００円」に、「７００円」を「８００円」に改める。

別表４(1)アの表中「２００円」を「３００円」に、「３００円」を「４００円」に、「５００円」を「６００円」に、「６００円」を「８００円」に、「８００円」を「１，０００円」に改める。

別表４(1)イの表中「

１，２００円	１，７００円	９００円	７００
--------	--------	------	-----

円」を「

１，５００円	２，２００円	１，２００円	９００円
--------	--------	--------	------

」に改める。

別表４(2)の表中「３００円」を「４００円」に、「４００円」を「５００円」に改める。

別表６の表中「８００円」を「７００円」に、「９００円」を「８００円」に、「１，２００円」を「１，１００円」に改める。

別表７の表中「１，３００円」を「１，２００円」に、「１，８００円」を「１，７００円」に、「１，１００円」を「１，０００円」に、「１，５００円」を「１，４００円」に改める。

別表８の表中「８００円」を「７００円」に、「１，０００円」を「９００円」に改める。

別表９の表中「１，２００円」を「１，３００円」に、「１，５００円」を「１，６００円」に、「１，３００円」を「１，４００円」に、「１，１００円」を「１，２００円」に、「１，７００円」を「１，８００円」に改める。

別表１０の表中「５００円」を「６００円」に、「７００円」を「８００円」に、「９００円」を「１，０００円」に、「１，２００円」を「１，４００円」に改める。

別表１１の表中「７００円」を「８００円」に、「１，０００円」を「１，１００円」に改める。

別表１２の表研修室Ａの項中「１，５００円」を「２，０００円」

に、「2,000円」を「2,700円」に改め、同表研修室Bの項中「1,200円」を「1,600円」に、「1,500円」を「2,000円」に改め、同表研修室Cの項中「500円」を「700円」に、「700円」を「900円」に改める。

別表14(1)の表中「600円」を「900円」に、「900円」を「1,300円」に、「400円」を「600円」に改める。

別表14(2)の表中「800円」を「900円」に、「1,200円」を「1,800円」に、「400円」を「600円」に改める。

別表15の表中「500円」を「600円」に、「600円」を「800円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前に別表2(2)の表に掲げる体育室及び小体育室について改正後の附則第5項に規定する期間に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の同表の規定に同項の規定を適用した場合の同表体育室の項及び小体育室の項の規定を適用した額とする。
- 3 施行日前に別表6の表から別表8の表までに掲げる施設について施行日以後に係る使用の許可を行う場合の使用料については改正後の別表6の表から別表8の表までの規定を適用した額とする。
- 4 この条例の施行の際現に使用の許可（附則第2項及び前項に規定する場合の使用の許可を除く。）を受けている者の使用料については、なお従前の例による。